

川棚町地域包括支援センター管理システム構築業務 仕様書

1 目的

地域包括支援センター業務を町が統括・管理するとともに、地域支援事業及び予防給付マネジメント等が円滑に進み、介護予防効果が達成されるよう支援するためのシステムを構築する。

2 対象業務

- (1) 町及び地域包括支援センターが実施する地域支援事業（包括的支援事業含む）に関連する情報等の統括・管理及び予防給付ケアマネジメント業務に係る連携・情報管理システム（地域包括支援センター管理システム）構築業務。
- (2) 地域包括支援センター管理システム構築に係るネットワーク構築業務。

3 対象データの目安（令和3年10月末現在）

- (1) 人口 13,585人
- (2) 第1号被保険者数 4,595人
- (3) 要介護認定者数 754人

4 基本要件

- (1) 地域包括支援センター管理システムを構築するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 現在、川棚町地域包括支援センターが利用しているシステム（地域包括支援システムほのぼのシリーズ／リコージャパン（株））より、令和4年4月1日以降の業務遂行に支障が出ぬよう、データ移行（基本情報、相談内容、アセスメント、介護予防プラン等）を行うこと。
- (3) 機器及びソフトウェアの導入にあたり、取扱説明書の納入及び担当者への教育、指導を行うこと。
- (4) 制度改正等により内容の変更が発生した場合には、保守の範囲内にて対応できること。

5 システム及びネットワークの構成

(1) システム

サーバ及びクライアントを利用し、地域包括支援センター各クライアントをネットワーク化したクライアント／サーバ型システムとし、町に設置するサーバには、地域包括支援センターの情報を集約する。

(2) ネットワーク

地域包括支援センタークライアントより入力したデータは、サーバへ即時処理を行うネットワーク集中管理型のシステムとする。

6 機器構成及び動作環境

(1) 川棚町サーバ室内にサーバ1台及びクライアント端末機8台設置したネットワーク接続とする。

なお、クライアント端末機4台は、既存のパソコンを利用する。

(2) サーバは、適用業務及び今後のシステム拡張に対応した性能及び機能を有し、毎日確実にバックアップがとれる手段を講じることができること。

サーバのオペレーティングシステム及びシステムのアプリケーションを除いたソフトウェアの使用について、ライセンス費用が生じる場合は、その費用も考慮すること。

(3) 各種セットアップ

サーバセットアップ、クライアントセットアップ、LAN 機器及び配線は構築業務に含む。

(4) 周辺機器

画面入力以外の入力方法において必要な機器等があれば用意すること。

7 機能要件

(1) 他システムとのデータ連携に関する機能

a. 当町で管理する、住基情報及び要介護認定情報を取り込む機能を有すること。

データは、連携サーバより取得する取込方法をとる。

データは、USB メモリ等の媒体による取込方法をとる。

b. 連携タイミング

1週間に1回、職員が対応予定のため、研修及びマニュアルを整備すること。

c. 文字コード

当町より提供する文字コードは UTF-8 にて提供する。(外字も考慮すること。)

(2) システム機能要件

機能要件については、「別紙1 システム機能要件仕様書」のとおりとする。なお、システム機能要件仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、見積もりを含めて提案すること。

8 データ移行

(1) データ移行にあたっては、既存システムの構築業者とデータレイアウト、コード変換、データ検証や受け渡し回数等について充分協議を行い対応すること。

- (2) 保守契約終了時には、次期システムへの移行を円滑に行えるよう、CSVによる全てのデータ提供を無償で行うこと。

9 機能強化・法改正対応

- (1) 地域包括支援センター管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、ソフトウェア（プログラム）の提供を行うこと。なおインストール・調整作業・職員への操作教育について情報提供等を行うこと。
- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国のユーザーの意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。

10 セキュリティ

本システムは重要な個人情報を扱うため、セキュリティについては川棚町情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

- (1) システム操作時のセキュリティ対策
 - ア ID・パスワードの設定が可能なこと。
 - イ OS 起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
 - ウ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
 - エ ID ごとに利用できる機能を限定することができ、更に町、地域包括支援センターごとに扱うことのできる対象者を限定することができること。
 - オ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
 - カ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できるようにすること。
- (2) ウィルス対策
 - ウィルス対策ソフトを導入し、セキュリティ対策を行うこと。

11 保守・サポート体制

システム本体及び機器等の保守については、別途保守契約を行うが、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

12 操作研修

- (1) システム稼働時は、川棚町地域包括支援センターの職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。
- (2) 操作研修にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、当町に提供すること。

13 納品物検査

- (1) 本委託業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本町が要求する機能および性能を実装している必要があるため、納品物検査を本町職員立ち会いのもと、本稼働前に実施する。
- (2) 本委託業務契約締結後、すみやかに受託者は本町職員に対して、本仕様書および別紙2機能要件一覧表に記載された必須機能および性能が実装されていることを、オンラインシステム上で説明し、証明すること。その際、実装がないと指摘されたものについては、納品物検査までに実装を済ませること。
- (3) 本町契約規則を含む法令等に違反した場合や、納品物検査時に、本仕様書および機能要件一覧表で求める必須機能や性能が実装されていない場合等の事実が判明した場合、契約相手方としての資格を喪失するものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由によって本町に損害等が発生した場合、受託者はその賠償責任を負うこととする。

(別表1) 新規調達機器

1. 機器及び数量

項番	名称	概要	数量
サーバ機器			
1	物理サーバ	システム及びDB管理サーバ	1
クライアント機器			
2	ノートパソコン	システム入力端末	4
プリンター			
3	カラーレーザープリンタ	帳票出力プリンター	1
周辺機器			
4	バックアップ装置	バックアップを行う 専用ハード	1
5	無停電電源装置	瞬断・停電対策用無停電電源装置	1
6	USBメモリ	データ受け渡し	1
パッケージシステム、その他			
7	地域包括支援センター管理システム		1
8	ウィルス対策ソフト	サーバ、パソコン用 5年分	4
9	その他ミドルウェア	必要とする各種ライセンス及びミドルウェア等 (5年分の更新費用含む経費を計上すること。)	

2. 機器仕様

◇バックアップ機器

項目	内容
形状	タワー型
HDD	システムを構成するサーバに対して十分な容量を有すること。
保証	5年間保証

◇無停電電源装置

項目	内容
形状	タワー型
機能、その他	1. システムを構成するサーバに対して十分な電源容量を有すること。 2. システム構成サーバのシャットダウン制御が正常に行えること。

	と。 3. サーバ用の電源管理ソフトウェアと、無停電電源装置 (UPS) と連動するためのケーブルも付属すること。
保証	5年間(無停電電源装置のバッテリー交換時期が来た場合のバッテリー交換費用(バッテリー代含む)を含むものとする)